

日行連発第 125 号
令和 6 年 5 月 7 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 坪川 貞子

戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始について（周知依頼）

平素より本会の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、法務省から令和 5 年 6 月 2 日に成立し、同月 9 日に公布された、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号。）の施行に伴い、戸籍に氏名の振り仮名が追加されることになる旨の周知依頼がございました。

施行期日は、令和 7 年 5 月頃を予定しているとのことです。

つきましては、添付のとおり関連情報をご案内いたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、貴会におかれましても、会員への周知にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

添付

「戸籍に振り仮名が記載されます」

（法務省 HP：<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>）

別添 1：ポスター（PDF）

別添 2：リーフレット（PDF）

以上